

照合事務省略について

事業所事務担当者用



1 照合事務省略の目的

雇用保険関係の諸届の受理、確認に関し、過去の取扱実績からみて届出書類の記載内容に信頼性が高いと認められる事業所について、その届出に係る賃金台帳、出勤簿等との照合を省略することにより、確認業務の効率化と本業務の円滑な運営を図ることを目的とします

2 照合事務省略の概要

照合事務の省略を希望する事業所は、公共職業安定所長に照合事務の省略の実施についての申出を行い、安定所長の審査を経て妥当と判断された場合は、照合省略事業所として指定します

照合省略事業所となった場合は、一定の範囲の届出について、原則として届出書の確認事項等を明らかにする賃金台帳、出勤簿等関係書類の提示を省略することができます

3 指定基準（抜粋）

照合事務省略指定の申請があった場合、次の基準により指定の可否を総合的に判断します。

- イ 過去1年にわたる取扱実績からみて、被保険者に関する適正な事務処理が行われており、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること
- ロ 雇用保険の事務処理遂行に係る組織・体制が構築されていること
- ハ 過去3年間にわたり、雇用保険関係の事務手続の処理に起因する不正受給等がなかったこと
- ニ 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと
- ホ 労働基準法に定める労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等を完備していること
- ヘ 申出事業主に係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと
- ト 公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること
- チ 公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること

4 照合事務省略の範囲

(1) 諸届出書のうち、照合事務の省略をできるものは下表のとおりとします。

届 出 書	省略対象の書類
雇用保険被保険者資格喪失届	出勤簿 賃金台帳
雇用保険被保険者離職証明書	
雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明書	
雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書	
雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児・介護）	
雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書	
高年齢雇用継続基本給付金の支給申請	
高年齢再就職給付金の支給申請	
育児休業等給付金の支給申請	
介護休業給付金の支給申請	

(2) 上記(1)の届出書であっても、次のいずれかの届出にあつては照合事務の省略を認めず、確認書類の添付を必要とします

イ 短期雇用特例被保険者に係る届出

ロ 法人等の役員であつて従業員としての身分を有する者及び事業主と同居している親族及び在宅勤務者に係る届出

ハ 6ヶ月を超えて遡及する届出

ニ 保険事故に係る届出

ホ 明らかな記載誤りや不審な点があると思われる届出書

照合事務省略ができない届出の具体例	添付が必要な確認書類（主なもの）
短期雇用特例被保険者に係る書類	出勤簿、賃金台帳、雇入通知書等
雇用保険被保険者離職証明書に係る離職理由が確認できる書類	退職届、雇用契約書、解雇通知書、就業規則等
雇用保険事業主事業所各種変更届に係る変更の事実が確認できる書類	法人登記簿謄本、事業許可証等
役員及び事業主と同居の親族及び在宅勤務者に係る資格要件を確認する場合	兼務役員雇用実態証明書、同居の親族雇用実態証明書、在宅勤務雇用実態証明書、出勤簿、賃金台帳、雇用契約書等
高年齢雇用継続給付の受給資格確認に係る生年月日の確認できる書類	運転免許証、住民票等
育児休業給付金の受給資格確認に係る出産日の確認できる書類	母子健康手帳、育児休業申出書等
介護休業給付金の受給資格確認に係る書類	介護休業申出書、住民票記載事項証明書等

5 指定方法等

(1) 申出書の提出

照合事務省略の指定を希望する事業所は「確認書類の照合省略に係る申出書」（以下「申出書」という）を安定所長に提出し、提出を受けた安定所長は、記3の「指定の基準」のほか管轄区域の状況等を勘案し、指定の可否を決定します

(2) 指定の通知

安定所長は、照合事務省略の指定を行った場合は、「確認書類の照合省略に係る申出（通知）」（以下「通知書」という）により事業所に通知します

(3) 研修会の開催

照合事務の省略対象として指定しようとする事業所の事務担当者に対し、労働保険及び雇用保険に関する研修会又は個別指導を実施します

6 指定の取消

照合事務省略事業所が記3の指定基準等必要な要件を欠くに至ったときは、指定の取消を行うものとしします

この取消があった日以降は、各届出書類について関係書類の添付を省略することはできません